

宮崎市住生活基本計画（素案）に対し意見表明

～屋根瓦等の耐風対策および自助として地震保険の役割の周知を提言～

一般社団法人日本損害保険協会宮崎損保会（会長：太田垣 大将 東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店長）では、2024年12月11日付で公表された宮崎市住生活基本計画の意見募集に対し、1月10日付で意見表明を行いました。

当該計画は地方自治体が地域の実情に応じて、当該自治体の区域における住生活基本計画を策定する際の指針としても機能するもので、市が県との緊密な連携のもとで一体的に施策を推進することを期待し、策定されております。

宮崎損保会では、宮崎市の大規模災害に備えた耐震診断・改修による防災・減災対策を進めていくとの方針に賛同するとともに、その一環として積極的な「瓦屋根耐風対策事業」の市民周知、国と保険会社で運営している地震保険などの自助についても市から情報提供等、次の意見を表明しています。

《主な意見内容》

P17 第2章 現状と課題 2. 住生活を取り巻く現状

（3）社会情勢の変化 ②災害への危機感の高まり

「地震をはじめとする災害への危機意識が高まっている」

「本市では近年、台風や集中豪雨による住宅等への被害が発生しています。令和6（2024）年には日向灘を震源とする地震が発生し、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表され、大地震も現実的な危機として意識されています。市民は住宅の耐震化への関心も高く、災害に対して住生活の分野からの備えが求められます。」との課題認識は、令和5年実施「宮崎市住生活基本計画に向けたアンケート調査結果（P16）および、令和6年台風10号による被災等における市民の認識と整合的なものと考えており、賛同いたします。

P17 第2章 現状と課題 2. 住宅政策の課題 ・頻発・激甚化する災害への対応

「令和6（2024）年には日向灘を震源とする地震が発生し、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。また、台風や突発的な豪雨による被害も頻発するなど、災害に対する市民の危機意識は高い状況です。一方で、未だ旧耐震基準の住宅が存在しており、大規模災害に備えた耐震診断・改修による防災・減災対策を進めていく必要があります。さらに、災害時の住情報の提供や体制の構築等、地域における避難支援体制づくりを進めていく必要があります。」は、宮崎市の地理や気象を鑑みるに、地震リスクだけではなく、その他自然災害リスクにも備える必要があることを明確化しており、賛同いたします。

P26 第4章 施策の展開方針

2. 基本方針2 頻発・激甚化する災害に備えた住宅・住環境づくり【基本施策1】

基本施策1および具体的施策については、令和5年実施「宮崎市住生活基本計画に向けたアンケート調査結果（P16）」を受け、地震リスク等への施策および成果指標の充実が図られており市民の認識と一致した施策と考えており、概ね賛同いたします。

なお、先のアンケート調査後に発生した令和6年台風10号の竜巻と見られる突風により、宮崎市内の住宅に大きな被害が発生しており、屋根瓦等の耐風対策について認識が高まっているものと思慮しております。「具体的施策②」の「住宅の耐風対策の推進」については、市民ニーズを踏まえ適当な予算確保（令和5年度1,784千円→令和6年度5,863千円）を行っていただくほか、積極的な「瓦屋根耐風対策事業」の市民周知をお願いしたい。

また、些末なことですが、成果指標「耐震性防火水槽の年間設置基数（フロー）」は基準値・目標値ともに3基となっています。当該基数は予算制約のあるなか、着実に設置基数を確保するとして設定されているものと推察いたしますが、それであれば「耐震性防火水槽の累計設置基数（ストック）」のほうが分か

りやすいと思慮いたします。

P27 第4章 施策の展開方針

2. 基本方針2 頻発・激甚化する災害に備えた住宅・住環境づくり【基本施策2】

東日本大震災、熊本地震、能登半島地震をはじめ、多発する震災や豪雨による災害でもわかるように、被災時に、避難所生活を早期に解消して、一日も早い生活復興に向けての足がかりとするため、災害被災者への迅速な住まい確保に係る施策は重要であり、基本施策2および具体的施策に関して、概ね賛同いたします。

なお、災害対策については、公助だけではなく、共助・自助をベストミックスすることにより、迅速な災害復興につながるものと考えております。具体的施策③の「被災者への生活再建支援制度の情報提供」については、災害時の住情報の提供が中心施策であることは承知していますが、災害の情報提供だけでは十分な復旧・復興期がかなわないことから、平時より公助である被災者生活再建支援制度はもちろん、共助の義捐金あるいは、災害対策基本法に基づく防災基本計画において、地方公共団体に対して普及啓発が求められている「水害保険・共済等」や、「地震保険に関する法律」に基づき国と民間保険会社で運営している地震保険などの自助についても市から積極的に情報提供いただきたい。